

## 確約書 (リフォーム補助金用)

私は、リフォーム工事の完了日以降、当該住宅を 10 年以上適正に管理することを確約します。

なお、中間市中古住宅購入等補助金交付要綱第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

(氏名欄は自署してください。)

### 【説 明】

(交付決定の取消し及び返還)

第 17 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、中間市中古住宅購入等補助金取消通知書兼返還請求書 (別記第 15 号様式) により申請者に通知し、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 転入日から 10 年に満たない期間内に当該住宅から転出若しくは転居をし、又は居住しなくなったとき。
- (4) リフォーム工事完了日から 10 年以内で、当該住宅が適正に管理されていないとき。
- (5) 各関係法令に違反する行為その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、第 11 条第 1 項又は第 15 条の補助金額の決定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その全部又は一部を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

4 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による補助金の返還額は、全額とする。

5 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による補助金の返還額は、別表のとおりとする。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害その他補助対象者の責めに帰することができない理由により、居住が困難になったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。